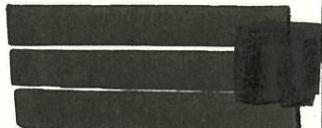


政策提案書

2019年 4月 1日

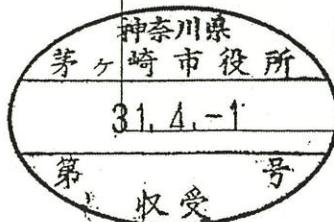
茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

住 所
提案代表者
電話番号



次のとおり政策の案を提案します。

市民の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ① 市内在住 <input type="checkbox"/> ② 市内在勤、市内在学、市内で事業活動等又は市に納税
勤務先、学校名、事業活動等の内容等	
提案する政策の名称	政策提案の記載がある市民参加条例ならびに施行規則の改正について
現状の課題、問題点	<p>これまでの政策提案には、その提案が生かされていないケースがいくつかあります。行政の回答には、生かされない理由が明確でないケースもありました。「広報ちがさきの全戸配布」についての提案について回答はこのケースだと思います。</p> <p>広報ちがさきは市民であれば等しく、各世帯に届けられなければなりません。にもかかわらず「届いていない世帯」があります。</p> <p>市のデータでは、配布されているのが 82.9%、配布されていないのが 17.1%にもなっています。広報ちがさきの主な配布は、自治会を通じて配布しています。自会を中心とした配布だけでは、茅ヶ崎市の全世帯への配布は不可能であることは明らかです。</p> <p>しかしながら、広報ちがさきは自治会中心とする配布方法の「現状を変更しない」という文書回答が市長から届いています。市は市民の不公平を自ら解決するという方向性を出しませんでした。</p> <p>政策提案は市民と市はしっかりと議論することが必要だと思います。しかし、提案から市の回答までの期間に市は提案者の市民と 1 回のヒアリングをしただけです。これでは、市民と市が話し合いによって「合意をつくる」ことはできません。</p> <p>なぜ、こうなっているか。市民参加条例ならびに市民参加条例施行規則には、「5人の連署で、政策提案できる」とあるのみです。わずか、事務処理フロー（市民参加条例施行規則第6条関係）に「提案者のヒアリング（提案意図の確認等）」があるだけです。条例等にはどのように合意ないし結論をだすかの定めはありません。このため、市の判断でものが決められ、結果として政策提案が生かされない状況となっています。</p>
提案する政策の内容	<p>市民参加条例と施行規則の現状からつぎのことを条例、規則に明記してください。</p> <p>第 1 は「合意をめざし」議論の場を設けることです。政策提案には、市民側と市側では、「見解が分かれる」ことはあります。その場合、徹底した議論を行い両者は「合意できる可能性を見出す努力」が必要と思います。そうした「発想」が市民参加の根幹と考えています。形式的でない市民参加の「議論のルールを確立する」ことです。</p> <p>その手順は、①市民は政策提案をする、②市はこの提案の不明や疑問などを</p>



	<p>聴くヒアリングを行う、③市は回答案をつくる、④回答案を基に市民と市の議論を行う、⑤回答案に市民側が合意できないと判断した場合再度議論する——というものです。</p> <p>そして、この手順は、条例または施行規則に明記するものとします。</p> <p>こうした手順を実施するだけの「時間的な余裕がない」と市に言われそうです。初期の段階は、参加者のイメージを整えるためにある程度時間が必要です。繰り返す中で定着が期待されます。</p> <p>「広報ちがさきの全戸配布」の政策提案は、市の回答案をもとに議論もなく、「市の回答」では、市民の権利が生かされたといえず、市民参加並びに自治基本条例も生かされていません。</p> <p>第2は、政策提案の市の事務処理フローに「市民参加調整会議」「政策提案調整部会」、企画経営課長・財政課長・関係各課長・市民自治推進課協働推進担当課長が列記してあります。これは、市民参加条例施行規則第6条の位置づけとなっていいると思えません。市役所内の決まりごとのとようです。政策提案に対応するのは、関係各課長、市民自治推進課協働推進担当課長として、施行規則に明記してください。</p> <p>第3は、市民と市との話し合いの時間は2時間程度として、それを大幅に下回らないことします。ただし、市民と市が時間の短縮を合意した場合は、短縮できます。</p> <p>政策提案は、自治基本条例や市民参加条例の趣旨が生かされず、現状では「行政の権限」にウェイトをおいて政策提案が処理されていると感じます。これに対するささやかな提案です。</p>
予想される効果	この政策提案が実現すると、市民参加がかなり前進し、自治基本条例や市民参加条例の目的がかなり生かされます。
必要な費用	新たな費用は発生しません。

- 備考
- 1 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
 - 2 「市民の区分」欄は、茅ヶ崎市内に在住する場合は、□1にレ印を記入し、茅ヶ崎市外に在住する場合で、茅ヶ崎市内に在勤し、若しくは在学し、市内で事業活動等を行い、又は茅ヶ崎市に納税しているときは□2にレ印を記入してください。
 - 3 「市民の区分」欄の□2にレ印を記入したときは、「勤務先、学校名、事業活動等の内容等」欄に、勤務先、学校名、事業活動等の内容等を具体的に記入してください。
 - 4 「現状の課題、問題点」欄は、問題となっている事項、課題、その背景、考えられる原因等について記入してください。
 - 5 「提案する政策の内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 - 6 「必要な費用」欄は、提案する政策を実施するのに必要と見込まれる費用（概算でも可）を記入してください。
 - 7 この用紙に記入しきれないときは、必要に応じて別紙を使用してください。
 - 8 政策提案者署名簿（第3号様式）を添付してください。